

(仮称)横須賀港新港地区公有水面埋立事業
環境影響予測評価実施計画書に係る
審 議 資 料

令和7年5月29日

目 次

○検討事項一覧	2
○審査経過等整理票	4

検 討 事 項 一 覧

【(仮称)横須賀港新港地区公有水面埋立事業 環境影響予測評価実施計画書】

令和7年度第2回

番号 (項目-資料)	審査内容	対応回
0 事業内容		
0-1	評価項目選定表の「港湾施設の稼働」「施設関連車両の通行」について	6⑥
0-2	評価項目の選定に関わる工事の項目について	7①
1 大気汚染		
1-1	工事中の船舶に由来する硫黄酸化物について	6⑥
2 水質汚濁		
2-1	水底土砂の調査地点について	6⑥
3 土壌汚染		
3-1	埋立てに使用する土砂について	7①
3-2	浚渫土砂の分析について	7①
3-3	外から受け入れる土砂の調査について	7①
4 騒音・低周波音		
4-1	騒音の調査地点について	6⑥
4-2	「港湾施設の稼働」の評価の必要性について(再質問)	6⑥ 7①
5 振動		
6 地盤沈下		
7 悪臭		
8 廃棄物・発生土		
9 電波障害		
10 日照阻害		
11 反射光		

検 討 事 項 一 覧

【(仮称)横須賀港新港地区公有水面埋立事業 環境影響予測評価実施計画書】

令和7年度第2回

番号 (項目-資料)	審査内容	対応回
12 気象		
13 水象		
13-1	潮流モデル鉛直方向層数について	6⑥
13-2	潮流解析のための既存資料について	6⑥
13-3	潮流のモデル構築を行う対象範囲について	6⑥
14 地象		
15 植物・動物・生態系		
15-1	埋立地の存在の影響について	6⑥
15-2	埋立地の調査地点について	6⑥
15-3	浚渫地の調査地点について	6⑥
15-4	藻場の調査地点について	6⑥
16 文化財		
17 景観		
18 レクリエーション資源		
18-1	レクリエーション資源の調査について	6⑥
18-2	利用実態の把握について	6⑥
19 温室効果ガス		
20 地域分断		
21 安全		
21-1	飽和交通流率について	6⑥
21-2	交差点交通量調査について	6⑥

0. 事業内容

審査経過等整理票

【(仮称)横須賀港新港地区公有水面埋立事業 環境影響予測評価実施計画書】

令和7年度第2回

委員質問・意見	回答形式	対応	取扱い
- 資料1-2の27ページ、「5. 環境特性に基づき配慮しようとする内容」に記載のある「事業実施区域の東部海域には、区画漁業権(のり養殖)等が設定されており、漁業生産の場としても利用されています」というこの漁業生産の「場」については、実施計画書のどちらに記載があるか。 図書51ページ(図2-2-19)の「区画漁業権範囲」の緑着色のことでよいか。ここで「のりの養殖」が行われているという理解でよいか。 - 聞いて理解できたが、実施計画書に記載している箇所はあるか。 - 図書279ページの「環境特性に基づき配慮しようとする内容」のところに図をもう一度示すなどするとよいのではないか。 確認しづらいため、今後の図書の中ではどこを示しているのかわかるように対応をお願いしたい。	R6⑤ 口頭 R6⑤ 口頭 R6⑤ 口頭	- 図書51ページの「区画漁業権範囲」の緑着色部分が「のり」の区画漁業権を示している。 図面上、すぐ左側に今回の事業実施区域があるため、漁業生産の場に対する配慮が必要と考えている。 - 実施計画書の中に記載があるところはない。 - 承知した。予測評価書案の中で細かく示す。	確認事項
戦略的アセスの観点から言うと、計画策定段階ではいくつか案があって、検討されたものと思われるが、場所や埋立地の形状を決めた根拠について教えていただきたい。	R6⑤ 口頭	形状については、正方形に近い形を考えており、猿島付近に防波堤を設置することを考えていた。しかし、防波堤があるとわかめ等に影響が出ることが心配されるといった意見があり、なるべく潮流に影響を与えないことを考え、防波堤を設置しないこととした上で、現在の形状となった。 場所については、防災面を考慮し、横須賀市が半島に位置しているため、災害時に孤立する可能性があるのを、その際の物資補給の起点となることを考慮し、市中心部に近い場所を選定した。また、追浜などの横浜市に近いほうはすでに埋立てがかなりされていること、計画地より南側の観音崎は自然環境のいい場所であることなどを踏まえ、総合的に判断して場所を選定した。	確認事項
- 承知した。 - 埋立て部分に隣接する場所の建物や施設について、今回の計画と併せて工事することは想定されるのか教えていただきたい。 - 承知した。	R6⑤ 口頭	埋立てに併せて周りで新しい関連整備が行われるような予定は、今のところない。	確認事項

委員質問・意見	回答形式	対応	取扱い
用語の意味するところをまず確認させていただきたい。 図書5ページに「ふ頭用地」「港湾関連用地」と2つ言葉が使われている。 「港湾関連用地」が民間事業者に売却されるということになっていて、港湾における物流・人流などの輸送増進の用地で、保管施設、流通施設、旅客施設、港湾関連業務施設等々、各種施設がここには作られるということが想定されている。 それを前提とした上で、評価項目の選定表、図書296ページの「土地または工作物の存在及び供用」に、「港湾施設の稼働」「施設関連車両の走行」とある。ここで「港湾施設」や「施設関連車両」と言っている施設が、具体的にどこまでを含むかが明確ではない。 ただ先ほど、廃棄物は考慮しなくていいのかという質問に対し、船舶の運航等に伴うものなので廃棄物は出ないという答えを聞くと、ここで言っている港湾施設、施設というのは、図書5ページに記載の各種港湾施設、つまり民間事業者に売却されない部分の施設のみを指しているのであって、売却予定地につくられるであろう港湾関連のその他の各種施設については考慮されてない、というように理解したが、その理解でいいか。	R6⑤ 口頭	「ふ頭」には荷さばき施設、保管施設と書いてあるが、イメージ図としては、荷さばき施設である荷さばき地と野積場という絵になっている。 「港湾関連用地」については、用途として保管施設ということで、イメージ図としては、フェリーで積みおろしをするシャーシと完成自動車を並べている絵になっている。 図書296ページの対象事業に係る評価項目選定表で、供用開始した後、港湾施設が稼働するときの予測については、ふ頭用地の中の野積場がフルに使われ始めたというものを想定しているが、まだそこまで細かいことは図書の中では触れていないので、その辺りの説明が不足していて、わかりにくかったと思う。 売却地については、実際にどういった施設ができるのかというのは想定しにくいですが、ふ頭に関連するような施設に使われてほしいと思っているところもあるので、予測評価書案の段階でどういったものを予測の中に取り入れるか、もう少し細かい表記ができるように工夫したい。	検討事項 (0-1)
図書296ページで言っている港湾施設は、先ほどの御説明だと、野積場と荷さばき地だけを含めて港湾施設というふうに表現されているということか。つまり、この港湾施設の中にどういう施設がどこまで入っているのかということが明確にならないと、評価項目として選定したものの、選定しなかったものの妥当性が判断できないので、そこをはっきりさせてほしい。	R6⑤ 口頭	施設というと建物や設備みたいなものがイメージされるが、野積場、荷さばき地ということで考えている。	
そういう想定だということは、今確認できたが、ただそれだけでいいのかというのも疑問である。先ほどの民間事業者に売却する用地において、建設されるであろう施設による環境負荷というのも、それなりに想定されると思われるので、通常であれば建設されるであろう施設というものを前提に、調査予測評価していただくというのが、望ましいアセスのあり方ではないかなと思う。	R6⑤ 口頭	隣で自動車運搬船とフェリーが荷を運んで、そこで何も降ろさないでそのまま運んでいってしまう事業をやっている、同じようなニーズがあるとは考えている。 今のところ、廃棄物が出るような施設は建たないであろうとは考えているが、今後、ニーズ調査も進めていく中で、予測評価書案でそこに建つであろうと思われるものをもう少し絞り込むことができれば、何かしらの回答をできるようにはしたいと思っている。	

委員質問・意見	回答形式	対応	取扱い
(検討事項)0-1 評価項目選定表の「港湾施設の稼働」「施設関連車両の通行」について	R6⑥	港湾施設事業対象区域を4つの土地区分に分け、このうち、ふ頭用地、緑地、交通機能用地の3つが供用開始された状態を「施設の稼働」及び「施設関連車両の走行」と捉え、予測評価の対象としたことを説明した。また、残る区分の港湾関連用地(売却地)は、現時点で売却後の利用形態が定まっていないため、予測評価の対象にできないが、売却後にアセス対象となるような上物が造られることになった場合、改めてアセスを行う事を想定していると説明した。	確認事項
- アセス対象を明確化してほしいという趣旨の質問に対する回答について、理解した。 - 売却地にアセス対象となるような上物が造られることになった場合、改めてアセスを行う事を想定しているとのことで、その実施主体は民間事業者になると思うが、回答からは上物事業が明らかになれば横須賀市が今回のアセス手続きの中で評価も行うというようにも読め、趣旨が分からない。 - その趣旨が正しく伝わるよう、正確な文章表現を願う。	R6⑥ 口頭 R6⑥ 口頭	- 民間事業者に売却予定の土地については、民間事業者がアセスを行うと考えている。 - 承知した。	
海域での工事に関連して、海上交通安全上の懸念は何か考えられるのか。	R6⑤ 口頭	工事実施の際には海上保安部と協議し、陸上の交通誘導と同様、海上に警戒船を配備し安全を確保しつつ、作業を進めることになると思われる。	確認事項

委員質問・意見	回答形式	対応	取扱い
- 環境影響評価の項目選定において、工事中を護岸工事、埋立工事、工事用車両の走行という3段階で示しているが、工事の計画では、護岸工事、浚渫工事、埋立工事、インフラ整備がある。この浚渫工事とインフラ整備は、護岸工事と埋立工事、どちらで見ているのかを確認したい。 インフラ整備で道路の整備を行うとなると廃棄物が出るのではないか。浚渫工事も土を掘るだけなのか。クリアにしたい。 - 浚渫土はすべて使って廃棄物は発生しないということだが、その浚渫工事にあたって、使用する建材や足場はないという理解でよいのか。 - 承知した。 埋立工事の中にインフラ整備も入るということで、記載をよろしく願います。 (検討事項)0-2 - 評価項目の選定に関わる工事の項目について	R6⑥ 口頭 R6⑥ 口頭 R7①	- インフラ整備をする際にも廃棄物が出る可能性もあるので、工事中の埋立工事の中で、廃棄物、発生土の項目を追加したい。 浚渫土については、事前に浚渫を行う際に海防法(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律)に従って検査を行って、廃棄物として処理しないで埋立土として使用することを想定している。 - 浚渫工事は、船の上からバケットと言われるもので、海の中の土を掘り上げる作業になる。足場などはない。 - 環境影響評価要因の「護岸工事」には浚渫工事、インフラ整備等が含まれ、「護岸工事」の評価項目として廃棄物・発生土を選定していることを説明した。	確認事項

令和7年度第2回

【(仮称)横須賀港新港地区公有水面埋立事業 環境影響予測評価実施計画書】

8

2. 水質汚濁

審査経過等整理票

【(仮称)横須賀港新港地区公有水面埋立事業 環境影響予測評価実施計画書】

令和7年度第2回

委員質問・意見	回答形式	対応	取扱い
水底土砂の判定基準に示された項目の調査をする地点が1地点であるが、埋立てに使う土砂の測定はもう少し細かくしたほうが良いと思うが、どのように考えるか教えていただきたい。	R6⑤ 口頭	港湾計画の改訂にあたり、横須賀港全域の調査を実施しており、その事例にならって、代表的な地点をして1地点での調査とした。意見を踏まえ、地点数については検討したい。	検討事項 (2-1)
(検討事項)2-1 水底土砂の調査地点について	R6⑥	- 調査地点は、事業実施区域内の中央付近1箇所、かつ護岸工事によって底質が乱される場所として設定していたことを説明するとともに、浚渫箇所で1箇所と埋立範囲内で1箇所の調査地点を追加することを図を用いて説明した。 - 併せて、浚渫工事の際は、適切な分析頻度を設定した上で、埋立土砂としての受入れのために水底土砂判定基準項目の分析を実施することを説明した。	確認事項
浚渫箇所を調査地点として追加することで情報が充実すると思われるが、浚渫箇所の底質調査は値が大きくばらつくと思われる、前後の変化を判断することは難しいと思われる。一方でたくさん採取しても値にばらつきが出るとわれ、ある程度割り切るしかないと思う。			

3. 土壌汚染

審査経過等整理票

【(仮称)横須賀港新港地区公有水面埋立事業 環境影響予測評価実施計画書】

令和7年度第2回

委員質問・意見	回答形式	対応	取扱い
- 今回、土壌汚染を評価項目に選定していないが、懸念されることがあるので質問する。今回は浚渫土砂を公有水面の埋立てに利用する計画であるが、水底土砂の判定基準は、土壌汚染対策法の指定基準や土壌の環境基準に比べると、10倍くらい緩い基準となっている。そのような基準の緩い土砂を利用して埋め立てると、埋立て後の土地が、土壌汚染対策法の基準を超過して、形質変更時要届出区域などの、管理が必要な土地として指定されるおそれがあるが、どのように考えているか教えていた - 土壌汚染対策法の区域の指定を受けると管理等が大変になると思われるので、環境部局とも調整し、対応を検討していただきたい。 - 指摘事項の埋立てに使用する土砂について、回答いただきたい。埋立て後の土地について今後どうされるのかというのを環境部局と相談するようお願いしている。 (検討事項)3-1 - 埋立てに使用する土砂について - 地上部は建設発生土であり、こういう形であれば大丈夫かと思っている。	R6⑤ 口頭 R7①	- 基準を満足している土砂を利用して埋め立てることが前提となるが、はじめは浚渫土砂を利用する。その後、土壌汚染対策法の対象となる深さになった場合は、土壌汚染対策法の基準に配慮しなくてはならないと考えている。今後、計画をつめ、予測評価書案の段階で考えを示していきたい。 - 浚渫土砂は水深の深い部分に用い、陸上になる部分は外部から受け入れる建設発生土となることを図を用いて説明した。	指摘事項 (3-1)
- 公有水面の埋立てにあたり、建設発生土の利用も想定されていると聞いたが、受け入れる建設発生土の土壌汚染について調査をするのか教えていただきたい。汚染された発生土を受け入れると海洋汚染が広がる懸念があるため確認したい。 - 承知した。	R6⑤ 口頭	受け入れる建設発生土については、受け入れる際に土壌汚染対策法の基準を満足していることがわかるよう、検査を実施する。	確認事項

委員質問・意見	回答形式	対応	取扱い
・ 浚渫工事の際は適切な分析頻度を設定した上で水底土砂判定基準項目の分析を実施するということである。水底土砂の判定基準は、土壤汚染対策法の基準より値が10倍ほど緩いため、水底土砂の判定基準項目での分析に不安がある。また、ホウ素など項目の抜けもある。後の土地利用を考えると土壤汚染対策法の基準項目を考慮して分析するほうが良い。 ・ 基準の項目もそうだが、基準値についてみても水底土砂の判定基準に準じた埋立てをすると土壤汚染対策法の基準を超えてしまうことになる。環境部局と相談し、埋立て後の土地の管理を考えた検討をしていただきたい。 ・ お願いしたい。 (検討事項)3-2 ・ 浚渫土砂の分析について ・ こういう形であれば大丈夫かと思っている。	R6⑥ 口頭 R6⑥ 口頭 R7①	・ 浚渫工事については水底土砂の判定基準で調べることで進めているが、土壤汚染対策法と比べると抜けがあるということなので、土壤汚染対策法にある項目を追加する方向で考えたいと思う。 ・ 項目や基準値のことも含め、環境部局と相談をして埋立てを進めていきたいと考えている。 ・ 水底土砂の判定基準をベースとし、土壤汚染対策法の基準項目を考慮して、市の環境部局とも協議を重ね、不足のないように項目選定と基準値を定めていくことを説明した。	指摘事項 (3-2)

委員質問・意見	回答形式	対応	取扱い
- 市民の意見によると、下は浚渫土砂で埋立てた後に、表層を千葉県などから土砂を運ぶと説明会で説明があったようである。いろいろなところで、外から運び込んだ土砂が基準超過していた事例もあるので、安全性を確認してもらいたい。PFASを気にする意見もあるので、今、基準が設定されていない物質についても地歴調査をして、そのような物質も含め、大丈夫な土砂を埋立てに使っていただきたい。 - 外から持ち込む土砂については、基準項目だけでなく、市民が気にしているPFASなどの基準のない項目についても、汚染がないか、地歴だけでも確認をした上で、土砂を持ち込んでいただきたい。 - お願いする。	R6⑥ 口頭	土砂は千葉県だけでなく、東京湾の中で土を集めることを考えている。この土砂は、受け入れる時点で土壤汚染対策法の基準を満足した土砂を受け入れ、埋立てをすることを考えている。	指摘事項 (3-3)
(検討事項)3-3 外から受け入れる土砂の調査について	R6⑥ 口頭	項目や基準値のことも含め、環境部局と相談をして埋立てを進めていきたいと考えている。	
回答はこれで良いと思うが、市民の方が不安にならないよう、PFASなど土壤汚染対策法の特定有害物質以外の物質についても、汚染されている可能性がないかどうか、受け入れる土壌の履歴を確認していただきたい。併せて、土壌に産業廃棄物が混入しないように注意していただきたい。	R7① 口頭	- 受け入れる土砂は、発生元の搬出事業者により地歴の確認、土砂の検定試験を行い、品質が確認できるものとする。市の環境部局と協議を重ね、受け入れ条件を定めることを説明した。 - また、環境基準が定まっていないPFAS等については、ガイドライン等が定まり次第対応することを説明した。 - 建設発生土の地歴調査や産業廃棄物の混入について、十分注意して行い、また、市の環境部局とも協議して進めていきたい。	

委員質問・意見	回答形式	対応	取扱い
- 資料1-2の3-3(5ページ)の外から受け入れる土砂の調査について、「環境基準が定まってないPFAS等に関してはガイドライン等が定まり次第対応します」と記載されている。PFASには1万種類以上あると言われており、環境基準の設定は、当面期待できない。今回の回答は、今後何もいせんと言っているに等しい。少なくとも化審法(化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律)の第一種特定化学物質に指定されているPFOS、PFOA及びPFHxSについては、何らかの懸念が想定される場合には、調査してしかるべき。 PFOS、PFOAの水道水についての暫定目標値を一つの物差しにしているという実態もあるので、調査をされてしっかりと値を確認されるということがあってもいい。 水道水の暫定目標値の50ナノグラムパーリットルについては、今後、水道水質基準に引き上げられ、水道事業者に遵守が義務付けられることが予定されている。 - 資料1-2の3-3に記載している回答の仕方も、ガイドラインができることは期待できないため、もう少し考えられた方がよい。	R7① 口頭	- 市の環境部局とも十分話し合い、協議して事業を進めていきたい。 - ガイドライン等が定まっていない、定まらないものについても、専門の環境部局等の話を聞きながら進めていきたい。	指摘事項(3-3)に統合

4. 騒音・低周波音

審査経過等整理票

【(仮称)横須賀港新港地区公有水面埋立事業 環境影響予測評価実施計画書】

令和7年度第2回

委員質問・意見	回答形式	対応	取扱い
騒音に関する評価地点について、図書315ページ(図4-1-3)に記載の港湾の方に向かっている青い線、工事用車両の主な走行ルート上、TN2、TN3地点と記載している間に車両走行ルートがあるが、ここには評価点がない。その理由を説明してほしい。	R6⑤ 口頭	現地は大型の車両が少々通りにくいといったところもあるが、これについては検討を進めたい。	検討事項 (4-1)
(検討事項)4-1 騒音の調査地点について	R6⑥	走行ルートを精査した結果、指摘のあった道路は走行しないこと、交差点交通量の調査地点TD1、TD2を追加することを図を用いて説明した。	確認事項
資料1-2の住民からの意見のところには、「本学周辺を追加して欲しい」という記載があるが、そこへの対応をどうするのか聞きたい。	R6⑥ 口頭	今回、新たにTD1とTD2の交通量調査の調査地点を増やした。学校の関係者から御指摘いただいた点については、TD2の交通量調査の調査地点を設定することで対応したいと考えている。	
承知した。			

委員質問・意見	回答形式	対応	取扱い
・ 供用開始後は、港湾施設の稼働に関しては騒音の評価をしないという計画のようだが、荷を下ろして積むといった時に発生する音は考えなくてもよいのか。 (検討事項)4-2 ・ 「港湾施設の稼働」の評価の必要性について ・ 事業者の回答には、港湾施設からの予測評価を想定しないと記載されているが、単純にいうと、ふ頭が増えることで、それぞれのふ頭から騒音が発せられる。道路交通騒音など施設外からの騒音が多いといっても、音源は2倍になるためそれでも下回るという根拠が必要ではないかと考える。 これに対して、どのように担保されるのか教えていただきたい。 ・ 音の発生が2箇所となり2倍となるため、単純に考えると、3デシベル増えるが、例えば、等価騒音レベルが53で3足すと56で、基準値から優に下回るといったような根拠を記載されるとよい。評価をするまでもなく、多めで見積もり検討することもできる。 (検討事項)4-2 ・ 「港湾施設の稼働」の評価の必要性について(再質問) ・ いただいた回答でよいと思う。	R6⑤ 口頭 R6⑥ R6⑥ 口頭 R6⑥ 口頭 R7①	・ 現在、隣で東京九州フェリーの往来や、キャリアカーが走行しているが、環境基準等は、オーバーしていないこともあり、評価項目の選定はしていない。予測評価書案を作る時点で、検討していきたい。 ・ 既存ふ頭における調査結果より、規制基準値を下回っていることと、ふ頭施設外からの騒音が大半を占めると想定されることから、「港湾施設の稼働」の予測評価は想定していないことを説明した。 ・ すぐ隣に新しいふ頭で考えている利用形態と同様の運用をしているふ頭があり、その境界で最近測ったところ、13ページの表の5番のとおり、基準値を超えていなかった。同様に新しいふ頭の影響もあまりないかと想定していたが、御指摘のとおり、ふ頭が2つになると音源が2倍になるのではないかとこのことで、そのように想定しなければならないと考えるので、予測評価書案の中で検討していきたい。 ・ ありがとうございます。 ・ 新たな港湾施設が新設され、既存の港湾施設と同等の騒音源が2倍になったと仮定しても、規制基準値以下となることから、「港湾施設の稼働」の項目を選定しないことについて、前回の発言及び図書の訂正事項も含めつつ説明した。	確認事項

8. 廃棄物・発生土

審査経過等整理票

【(仮称)横須賀港新港地区公有水面埋立事業 環境影響予測評価実施計画書】

令和7年度第2回

委員質問・意見	回答形式	対応	取扱い
・ 供用後について、廃棄物の発生がないと見込んでいるようだが、船が着岸し、物が入り出す中で、本当に廃棄物の発生が想定されないのか教えていただきたい。 ・ 承知した。	R6⑤ 口頭	・ 利用が想定されるものに自動車運搬船による輸送とフェリーがある。自動車運搬船については、廃棄物が出るとは考えていない。フェリーは隣接するふ頭でも利用されているが、トラック等が通過するだけで廃棄物が出ていないので、同様に考えている。	確認事項

13. 水象

審査経過等整理票

【(仮称)横須賀港新港地区公有水面埋立事業 環境影響予測評価実施計画書】

令和7年度第2回

委員質問・意見	回答形式	対応	取扱い
- 多層レベルモデルは、鉛直方向は何層くらいに分け潮流解析を行うのか。 (検討事項)13-1 - 潮流モデル鉛直方向層数について	R6⑥	(次回審査会にて回答) - 事業実施区域周辺海域は、深い場所で25m程度であることから、一層当たりの厚さが2m程度と考えると、12層程度を想定していることを説明した。	検討事項 (13-1) 確認事項
- 潮流のモデル評価を行う際に既存潮流資料を使うと思うが、図書の中では上下2層とあり、それだけで詳細な評価のための資料として十分なのか。 (検討事項)13-2 - 潮流解析のための既存資料について	R6⑥	(次回審査会にて回答) - 海底地形の影響が少ない場所の潮流データが必要と考え、1地点追加調査を実施することとし、詳細な調査地点は予測評価案にて示すことを説明した。	検討事項 (13-2) 確認事項
- 潮流のモデル構築を行う対象範囲はどこか。 (検討事項)13-3 - 潮流のモデル構築を行う対象範囲について	R6⑥	(次回審査会にて回答) - 東京湾全体を大領域としてシミュレーション計算対象とし、事業実施区域周辺は小領域としてより細かい精度で計算対象とすることを説明した。	検討事項 (13-3) 確認事項

15. 植物・動物・生態系

審査経過等整理票

【(仮称)横須賀港新港地区公有水面埋立事業 環境影響予測評価実施計画書】

令和7年度第2回

委員質問・意見	回答形式	対応	取扱い
(審査会前のメール) 海域環境の変化について 建設予定の新港は大規模な埋立てと浚渫を伴う。海流との関係から、猿島周辺の海藻の生育に対する影響があるのではないかと懸念するが、その点についてお答えいただきたい。	R6⑤ 口頭	猿島周辺の海藻への影響については、調査の中で、藻場調査も含んでいる。 この水域で漁業を営んでいる方たちからからは、砂が移動しているとか、昔はここに藻場があったという話も聞いているので、十分ヒアリングをして整備を進めていきたい。 猿島周辺の海域への影響としては、猿島の横に防波堤を作って、少し潮流をコントロールして、静穏度を高めようというような計画もあったが、水域利用者の方たちの話を聞く中で、なるべく今の潮流の状況を保てるような形状に変更している。	確認事項
埋立地の存在の予測方法で、水質予測結果を踏まえてとあるが、存在そのものの影響というものがこれだと読み取れないので、そこはいいのかどうかよく確認してほしい。	R6⑤ 口頭	埋立てによる消失という部分も、予測評価の段階で考慮できるように検討していきたい。	検討事項 (15-1)
(検討事項)15-1 埋立地の存在の影響について	R6⑥	埋立地の存在そのものによる影響について、予測評価するよう追加することを説明した。	確認事項
それに合わせて埋立地になる場所の調査地点がそこにはないのはどうしてなのか。何か大事なものがいるかもしれないが、これだと調査に引っかかってこない。	R6⑤ 口頭	調査地点がないということに関しては、再度検討する。	検討事項 (15-2)
(検討事項)15-2 埋立地の調査地点について	R6⑥	埋立範囲内に調査地点を追加し、調査することを図を用いて説明した。	確認事項
埋立地の存在だけでなく、今回、浚渫もある。浚渫される場所の生態系は平気なのかが、この予測方法の中には書かれていない。	R6⑤ 口頭	併せて検討する。	検討事項 (15-3)
(検討事項)15-3 浚渫地の調査地点について	R6⑥	浚渫範囲内に調査地点をずらして調査することを図を用いて説明した。	確認事項

委員質問・意見	回答形式	対応	取扱い
・ ヒアリングしたら、藻場がかつてあった場所がなくなったり、移動していくという話があった。現在ないからいいという話ではなくて、その可能性がある場所については、丁寧に予測評価して、必要に応じて保全対策をとっていただきたい。	R6⑤ 口頭	・ 予測評価書案の段階でその辺も含めて検討していきたい。	検討事項 (15-4)
・ (検討事項) 15-4 藻場の調査地点について ・ 資料1-3の藻場の調査地点について、現況を丁寧に把握いただくのはもちろんだが、予測についても、藻場の成立の可能性のある場所が失われるかどうかよく確認して、必要に応じて保全対策をしてほしい。	R6⑥	・ 猿島周辺においてUAV空撮調査を行うこと、藻場調査側線周辺において船上目視調査を行うことを図を用いて説明した。	指摘事項 (答申)

17. 景観

審査経過等整理票

【(仮称)横須賀港新港地区公有水面埋立事業 環境影響予測評価実施計画書】

令和7年度第2回

委員質問・意見	回答形式	対応	取扱い
- 現在ある公園からは真正面に猿島が見えるが、新しい計画だと、正面からずれた形で猿島が見えるようになる。心理的にシンボルとなる猿島が隅に行ってしまうようで気になっている。可能ならば何か対応するか、意見として述べておきたい。 - 承知した。	R6⑥ 口頭	今回作る緑地で、猿島側の海に面しているところに、景観などにも配慮した施設を作ればとは思っている。緑地の整備については、今後いろいろな市民の意見を聞いて決めていくことになる。	確認事項

審査経過等整理票

【(仮称)横須賀港新港地区公有水面埋立事業 環境影響予測評価実施計画書】

令和7年度第2回

委員質問・意見	回答形式	対応	取扱い
(審査会前のメール) レクリエーションの場・景観の保全について うみかぜ公園の一带は、近隣に三笠公園などもあり、多くの人が訪れる場所であり、視点場としても重要であり、貴重な海辺のレクリエーション基地のひとつであろうと思われる。 教育施設、医療施設、福祉施設などの施設利用者は公園利用者としても重要な存在ではないかと推測する。 うみかぜ公園を含む一帯のレクリエーション利用地点については、利用者層や利用経路、利用実態(季節変化など)も丁寧に調べ、工事中、供用開始後において、人々の自然とのふれあいやレクリエーションに影響がないように図っていただきたい。 なお、図書269ページにある公園機能の分類で、同公園は「バーベキュー」となっているが、それだけではないと思われる。	R6⑤ 口頭	- この公園部分の改修については、地域や市内の人たちの意見を聞きながら、公園の利用方法について、その時の社会情勢や、どのようなスポーツが盛んになっているか聞きながら、公園の整備を進めていこうと考えている。 - そこで、公園でアンケートをとったり、丁寧に調べていきたいと思っている。 - あと、バーベキュー以外にも、広いスペースでいろいろなことをしている方達や、遊具広場などの利用もかなりあるので、十分配慮した中で、整備を進めていくことを考えている。	検討事項 (18-1)
(検討事項)18-1 レクリエーション資源の調査について	R6⑥	指定管理者によるエリア別入園者数などの利用実態調査に関するデータを活用することと、季節別利用頻度、主なアクセス方法、利用目的等をアンケートの設問項目とすることで利用実態を把握することを説明した。	確認事項
丁寧に調査するとの回答があった点、よろしく願いたい。 資料1-2の意見書の中でも、緑地の改変について、心情的にもなるべく影響が無いように、観光利用にも関係するためなるべく損ねないようにとの願いが書かれているので、その辺りを丁寧に調べていただければと改めて願いたい。 また、資料1-2の6ページには、釣りのことが特出しで書かれているので、釣りについて対応できるのか、その辺りを伺いたい。	R6⑥ 口頭	横須賀市としても釣りは観光資源の一つと考えている。水域の部分は漁業も行われているので、その方たちの意見も聞きながら進めていくことになる。指定管理者が既に釣りに来ている人の人数など把握しているので、そういったものも含めながら、釣り施設については考えていきたい。ただ、釣りをしない人もおり、釣りをしている人の後ろを子供や自転車が通ると危ないという話もありますので、慎重に広く市民の方からいろいろな意見をきいて方向性を決めていきたい。	
承知した。			

委員質問・意見	回答形式	対応	取扱い
- 現地調査に参加したところ、釣りをしている方、子供に海、水辺を見せていたり、バーベキューの準備をする方など見受けられた。 これらに関するものとして、「レクリエーション資源」と「地域分断」について教えてほしい。 利用実態をどのように定量的に把握するのか教えていただきたい。「平日」と「休日」でかなり利用実態が異なってくると思われる。特に「休日」の観測をどのように行うかが重要になる。 「アンケート」と同時に「利用実態の把握」、「行動観察調査」といったものをなさる予定があるのか確認するための質問をした。	R6⑤ 口頭	年間で一番人が集まる時期を対象としたいと考えている。時期の選定については、公園、散歩道などを長年管理している市の関係者にヒアリングをして状況を把握してから決めたい。	検討事項 (18-2)
(検討事項) 18-2 利用実態の把握について	R6⑥	利用実態の違いが想定される平日と休日をそれぞれ調査する。 うみかぜ公園の指定管理者が実施しているエリア別入場者数データなどの整理・分析を行った上で行動実態把握のヒアリングを追加したい。	確認事項
工期が長いこともあり、現在、うみかぜ公園やその付近を利用している方々にどのようにいつ頃から制約をあたえていくか。	R6⑤ 口頭	今は事業実施の段階ではなく、計画の内容を検討している段階ということで、地元の説明している。 アセス手続きの他、地域の方々、水域利用の漁業者さんとの交渉など調整を経た上での工事着手になるので、正確にいつ頃から制約をかけていくというのは、答えられる段階ではない。	確認事項

20. 地域分断

審査経過等整理票

【(仮称)横須賀港新港地区公有水面埋立事業 環境影響予測評価実施計画書】

令和7年度第2回

委員質問・意見	回答形式	対応	取扱い
「地域分断」評価項目を選定していないが、海辺、水辺のアクセスに影響があることを想定すると、本当にこの項目の選定をしなくてよいか。	R6⑤ 口頭	公園が消失される部分については、埋立部分に付け替えることから、海と陸地の分断は解消され则认为している。	確認事項

21. 安全

審査経過等整理票

【(仮称)横須賀港新港地区公有水面埋立事業 環境影響予測評価実施計画書】

令和7年度第2回

委員質問・意見	回答形式	対応	取扱い
- 船舶の運航の拡大を目指して埋立てを行うとのことだが、運航に必要な燃料の供給施設を設置する予定はあるか教えていただきたい。もし、設置するならば危険物を取り扱うことになるため、重要な情報になる。 - 承知した。	R6⑤ 口頭	船舶の運航に関わる燃料の施設について、埋立地に造る予定はない。	確認事項
- 安全(交通)について、安全施設、安全対策について調査する上で、事故の発生状況等は調べないのか。事故発生状況等のオープンデータ等も使えるようになってきたため、そのようなデータも活用するとよい。 - 事故多発地点について把握しているとの事、承知した。オープンデータも確認してほしい。	R6⑤ 口頭	調査した交通事故の発生地点は、実施計画書の27ページにあるプロットしているものであり、これを予測評価書案の時点で更新し状況を把握することを考えている。	確認事項
交通容量が十分かどうか計算する際に用いる飽和交通流率について、最近では実測値が低下し、予測モデルを用いると過大な値となり、適切な評価ができないことが分かってきたため、飽和交通流率に実測値を用いることの検討をお願いしたい。	R6⑤ 口頭	今後検討し、予測評価書案に反映させるつもりである。	検討事項 (21-1)
(検討事項)21-1 飽和交通流率について	R6⑥	ビデオ画像からの読み取りを用いた手法による調査を行う事を説明した。	確認事項
2箇所の交差点交通量調査地点について、この地点を選んだ理由と、調査する交通上の問題が起きそうな地点として適切かどうか、を説明できるようにしていただきたい。	R6⑤ 口頭	2箇所を選んだ理由については、予測評価書案で説明できるよう、補足調査が必要になるかどうかも含め、示させていただきたい。	検討事項 (21-2)
(検討事項)21-2 交差点交通量調査について	R6⑥	工事用車両等の走行ルートや通過交通量から設定した2地点に加え、地元関係者へのヒアリングを踏まえた調査地点を1点追加することを説明した。	確認事項